

第7章 計画の推進方策



7-1 推進体制

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、本計画による施策を連携、協働して推進します。

市民や事業者は、市全体の緑の将来構造や質の高い緑の保全・創出についての理解を深め、住宅や事業所の緑化に努めるとともに、地域社会の一員として地域で行われる緑化活動や公園の管理活動等に参加、協力します。

市は、公園の整備と管理、公共施設の緑化、法令に基づく緑地保全・緑化に取り組むとともに、市民、事業者等と協働で緑地保全・緑化を進めるため、市民、事業者等への普及啓発、活動支援、専門家や関係部署と連携した事業推進に取り組みます。また、国や県と連携して施策を推進します。

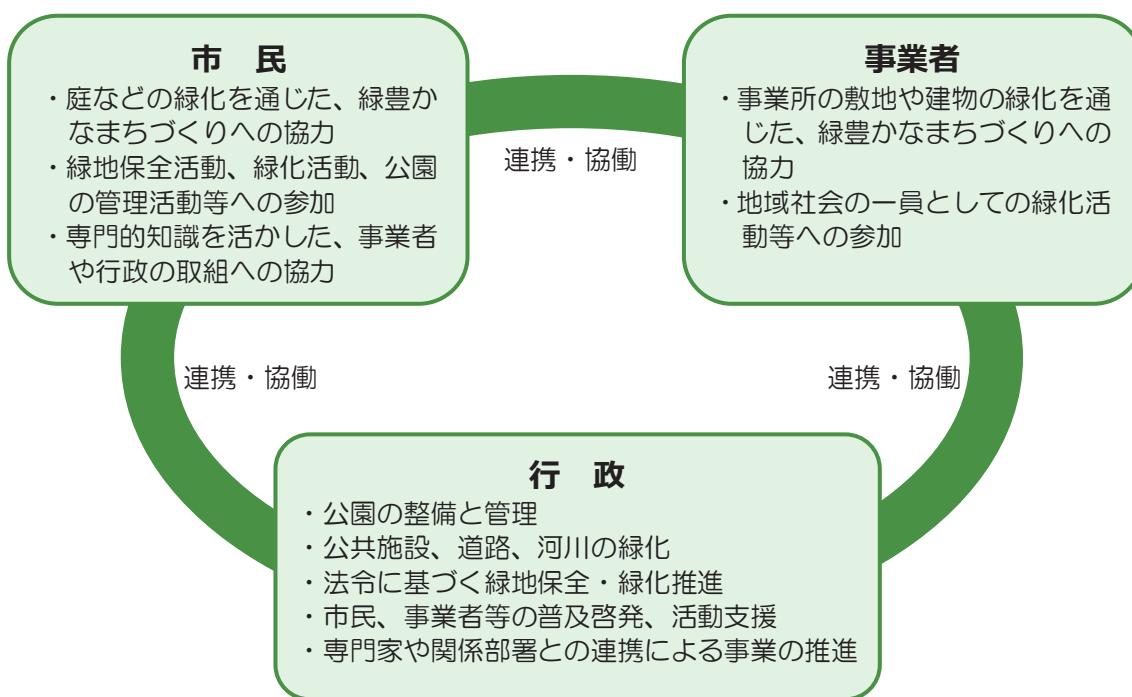


図 7.1 推進体制

7-2 進捗管理

本計画に基づく施策を着実に実行し、実効性のあるものとしていくため、計画立案、施策の実行、目標及び成果指標に基づく点検・評価、見直しを継続的に行い、進捗管理を行います。

また、リーディングプロジェクトを通じて、緑の確保や公園の整備に関する量的成果、既にある緑の改善による市民意識の変化などの把握に努め、社会・経済情勢の変化や市民満足度を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを図っていくこととします。緑地の保全と緑化の推進に関する施策の進捗状況を総合的に点検し、貴重な緑を次の世代に引き継ぐとともに、安全で安心して住み続けることのできる快適な都市環境の実現を目指します。

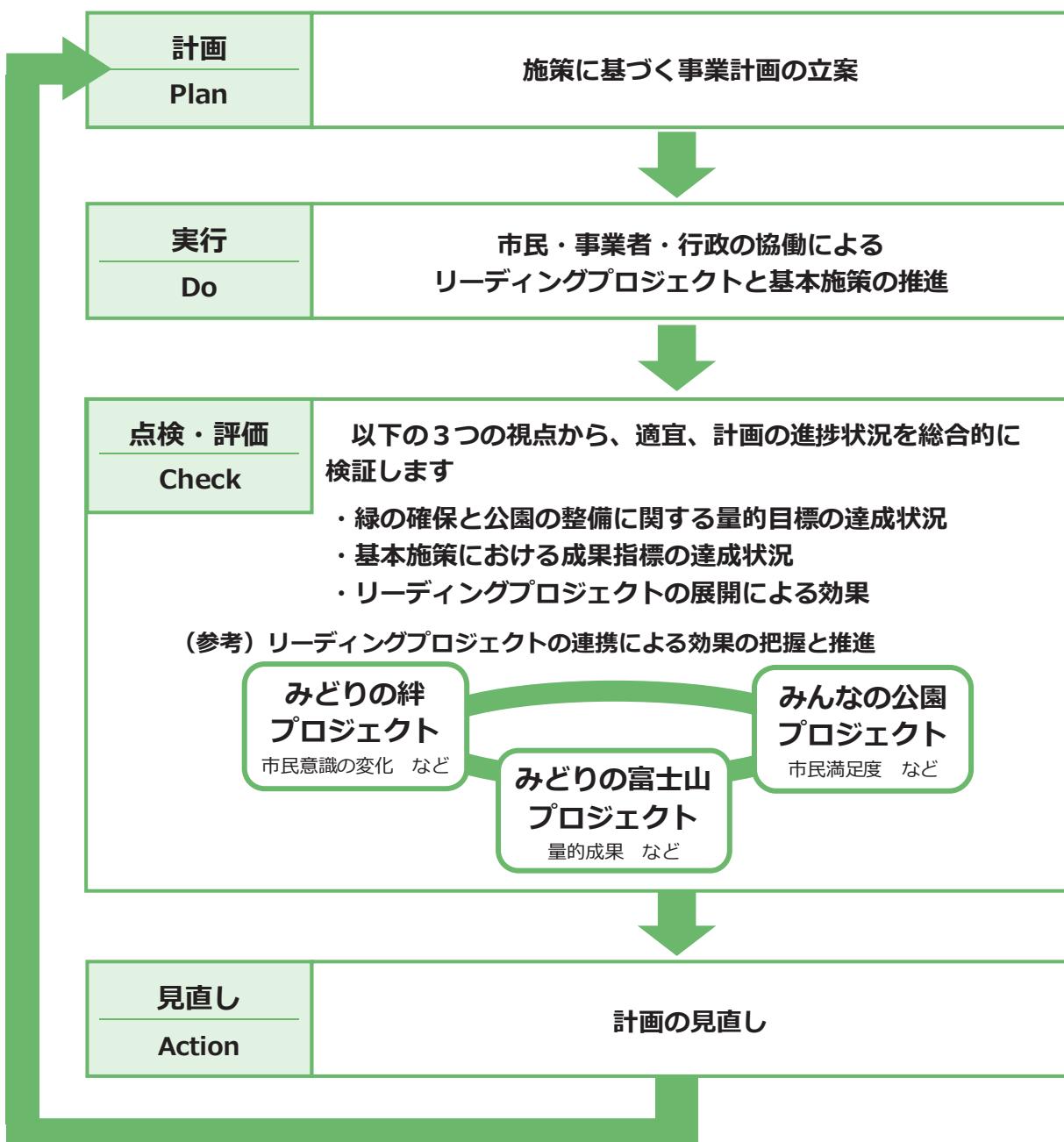


図 7.2 PDCA サイクル